

議案第74号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和6年12月24日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

電子申請など申請手続の簡易化を図る改正及び様式の変更のため

大野市教育委員会告示第 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続)</p> <p>第6条 支給対象者が就学援助費の支給を受けようとするときは、就学援助費支給申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第6条 支給対象者が就学援助費の支給を受けようとするときは、就学援助費支給申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒が在籍又は就学予定の学校長（以下「学校長」という。）を經由して行う。ただし、学校長を經由し難い事由がある場合は、市長に直接申請することができる。</u></p>

様式第1号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

※続柄は就学援助費の対象となる児童生徒からの続柄を記入してください。